漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和５管理年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

一　くろまぐろ（小型魚）

１　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

78.4トン

２　知事管理区分に配分する数量

	知事管理区分	配分する数量
一	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	1.8トン
二	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	4.0トン
三	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	9.6トン
四	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	0.6トン
五	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	0.0トン
六	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	9.2トン
七	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	9.3トン
八	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	8.8トン
九	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	0.3トン
十	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	4.7トン
十一	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	3.5トン
十二	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	5.2トン

十三	千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	16.1トン

二　くろまぐろ（大型魚）

1　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

44.3トン

2　知事管理区分に配分する数量

	知事管理区分	配分する数量
一	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）	6.6トン
二	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）	14.9トン
三	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	4.5トン
四	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（１月から３月まで）	12.5トン
五	千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3.5トン